

報告第16号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和2年6月8日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区育英資金条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月18日

足立区長 近藤 弥生

足立区育英資金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区条例第 3 8 号

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 8 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付）

第 2 条 区長は、大学等で修学する者が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、学資金が不足し修学の継続が困難な状態に陥らないようにするため、別表第 1 に掲げる貸付金のほか、学資金の貸付を行うものとする。

（追加貸付の資格）

第 3 条 前条の貸付（以下「追加貸付」という。）を受けることができる者は、令和 2 年 5 月 1 8 日において、現に、この条例の規定に基づき大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4 年次及び 5 年次に限る。）の学資金の貸付を受け、かつ、追加貸付の申請時において、これらの大学等に在学している者でなければならない。

（追加貸付の金額）

第 4 条 追加貸付の金額は、1 0 万円とする。

（追加貸付の申請）

第 5 条 追加貸付を受けようとする者は、区長が別に定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 前項の申請があった場合は、区長は、追加貸付を受ける者を決定し、

申請者に通知する。

(追加貸付に係る償還方法)

第6条 追加貸付により貸し付けた学資金は、大学等を卒業した日又は退学した日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後、月賦の方法により、20回で償還しなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(追加貸付に係る利息・違約金)

第7条 追加貸付に係る利息及び違約金については、第9条の規定の例による。

(追加貸付に係る償還金の免除)

第8条 区長は、追加貸付を受けた者が大学等を正規の修業年数で卒業した場合は、追加貸付に係る償還金の全部を免除することができる。

(委任)

第9条 追加貸付について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。